



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働災害発生状況等について

高岡労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 温故知新～未来へつなぐ～

温故知新について

古い事柄を学び直し、そこから新たな知識や理解を得るという意味

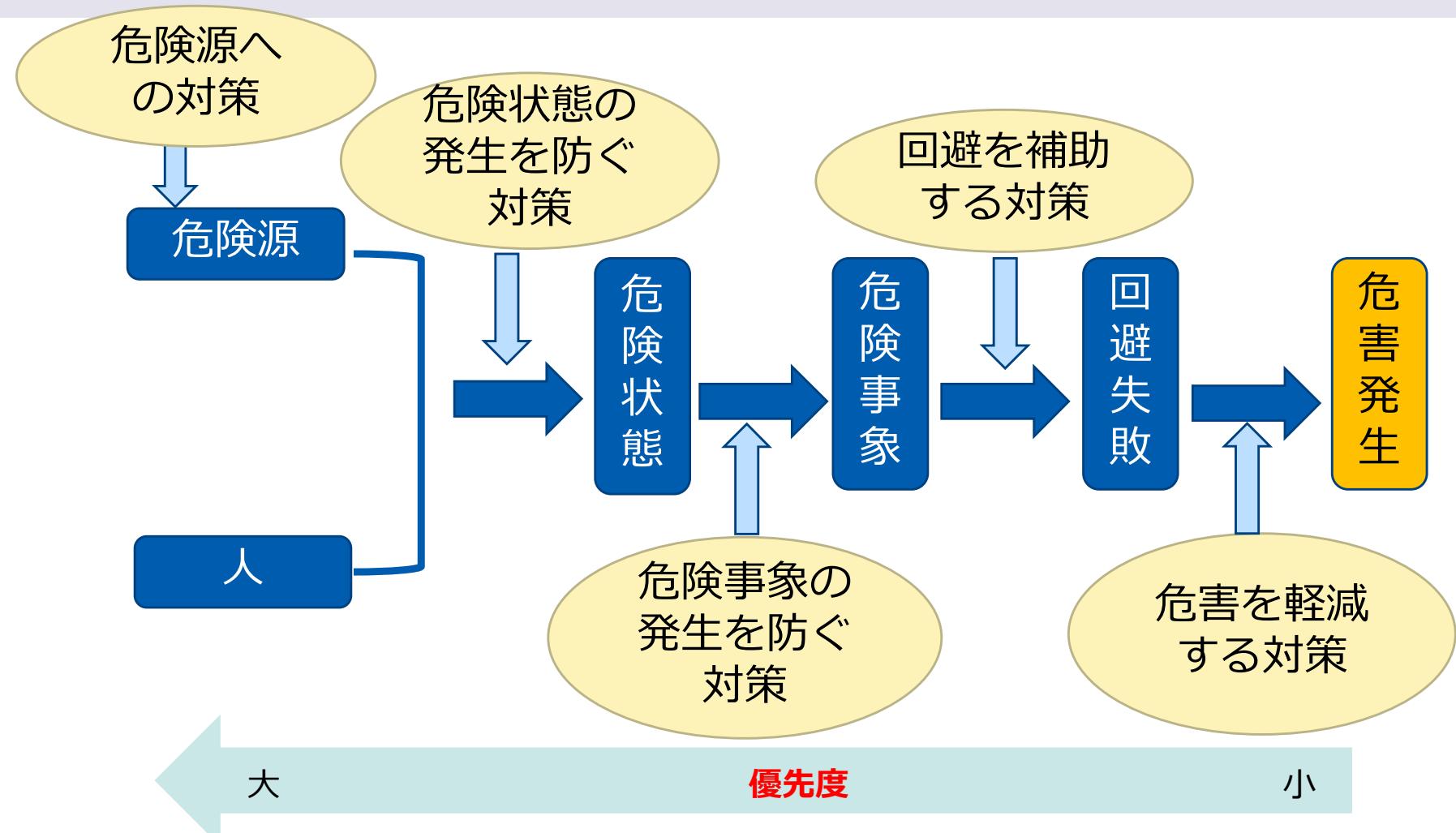
故：事の起こるわけ



- ・過去の労働災害の検討結果を踏まえた現状の改善など、継続したリスクアセスメントは実施へ
- ・労働災害防止の取組のノウハウを「人」から「人」へ継承へ

1. 温故知新～未来へつなぐ～

災害発生の仕組みと対策について



危険源：危なさを引き起こす根源

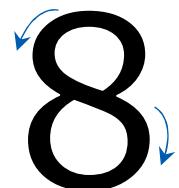
危険状態：危険源と人がかかわっている状態

危険事象：災害発生が差し迫った状態

1. 溫故知新～未来へつなぐ～

未来へつなぐについて

令和8年は、なぜ「未来へつなぐ」としているのか。



令和8年は、～未来へつなぐ～持続可能な安全衛生管理へ

2. 2月は化学物質管理強調月間です

期間：令和8年2月1日から同年2月28日

目的

広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ること

スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」



2. 2月は化学物質管理強調月間です

期間：令和8年2月1日から同年2月28日

最重点事項

- 職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図る
- 化学物質管理者による化学物質管理の徹底
- 化学物質管理体制の構築

化学物質管理に関するチェックリストになります。
確認をお願いします！



3. 災害事例（他業種）

発生状況

本災害は、派遣先に派遣されて約7ヶ月の労働者がカラーコーンの汚れを落とすために薬剤（アスファルトクリーナー）を染み込ませた布で拭き取っていた。布から薬剤が滴下し、衣服に染み込み、皮膚に薬剤が接触したもの。ゴム手袋を着用していた。



症状

上肢皮膚炎、上肢感染症皮膚びらん

推測原因

- ・アスファルトクリーナーの危険有害性に関する認識が不足していたこと。
- ・リスクアセスメントを実施していなかったこと。

対策

- ・SDSが交付されているアスファルトクリーナーについてリスクアセスメントを実施すること。
- ・適正な保護具を検討し、使用すること。

3. 災害事例（他業種）

- 事例のように主たる業務以外でも薬剤が使われていることがある
- 中毒等が起きる前にリスクアセスメントを行うことが重要
- リスクアセスメントの結果を労働者に周知することも重要

※目や鼻、口からだけではなく皮膚からも曝露します

※手袋をしていたとしても、手袋の材質と付着する物質の相性が悪ければ、浸透します



4. 化学物質管理体系の見直し

GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」(GHS) (国連勧告)に基づく分類、JIS Z7252, 7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依る。

ラベルの表示 (安衛法第57条)



(製品の特定名)	△△△製品	○○○○	(絵表示)
(注意喚起語)	危険		
(危険有害性情報)			
・引火性液体及び蒸気		・吸入すると有毒	…
(注意書き)	・火気厳禁	・防毒マスクを使用する	……

SDS (安全データシート) (安衛法第57条の2)

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約 (GHS分類) | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

4. 化学物質管理体系の見直し

4-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1 施行

	令和6年 4月	令和7年 4月	令和8年 4月
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234 物質追加	約700 物質追加	約850 物質追加

令和8年4月には
対象物質が**約2900**
となる



[安衛法第57条及び法第57条の2]

- 危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。

[安衛法第57条の3]

- 当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。

4. 化学物質管理体系の見直し

4-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

R5.4.1 施行

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

R6.4.1 施行

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

(2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、

- (一)労働者の意見を聞く機会を設けること
- (二)記録を作成し3年間保存すること

(がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質（※）」という。）については30年間）

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

R5.4.1 施行

(1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にすることとする。

4. 化学物質管理体系の見直し

4-3 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断）

R 6.4.1 施行

（1）リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・リスクアセスメントの結果に基づき事業者が**自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として**、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての**健康診断を行い**、その結果に基づき**必要な措置を講ずること**とする。
- ・濃度基準値設定物質について、労働者が**濃度基準値を超えてばく露した**おそれがあるときは、速やかに医師等による**健康診断を実施すること**とする。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存することとする。

（2）がん原性物質の作業記録の保存

R 5.4.1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

4. 化学物質管理体系の見直し

2024 (R6).4.1 施行

4-4 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
 - ・リスクアセスメント対象物の**製造事業場**
→ 専門的講習の修了者（※）
 - ・リスクアセスメント対象物の**製造事業場以外の事業場**
→ 資格要件無し（別途定める講習の**受講を推奨**）

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

4. 化学物質管理体系の見直し

4-5 皮膚等障害化学物質への直接接触防止

皮膚等障害化学物質を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1 施行

● 義務

2024(R6).4.1 施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者 (①の労働者を除く)

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

努力義務

2023(R5).4.1 施行

4. 化学物質管理体系の見直し

4-5 皮膚等障害化学物質への直接接触防止

Step1 取扱物質が皮膚等障害化学物質かどうかの判断

- ① SDSの「**15. 適用法令**」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無があるか確認する
- ② 検算として SDS の「**2 危険有害性の要約**」危険有害性の区分を確認し、「**皮膚腐食性・刺激性**」、「**眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性**」または「**呼吸器感作性又は皮膚感作性**」のいずれかが**区分1**の場合該当する

SDS (安全データシート)



- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約 (GHS分類) | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

4. 化学物質管理体系の見直し

Step2 作業内容と時間の確認

化学物質を取り扱う作業で化学物質が手に付着したことがあるか

付着した場合、手にどの程度付着したことがあるのか

化学物質が皮膚に付着する可能性がある時間はどの程度か



4. 化学物質管理体系の見直し

Step3 作業内容と時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認

使用可能な耐透過性クラス ^{※1} (JIS T 8116に基づく)		作業分類1 接触が大きい作業 ^{※2}	作業分類2 接触が限られている作業 ^{※2}	作業分類3 接触しないと想定される作業 ^{※3}
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 耐透過性クラス5、6 ○ 耐透過性クラス3、4 △ 耐透過性クラス1、2 <p>※1：なお、「使用可能な耐透過性クラス」は幅で記載されているため、作業時間と破過時間で差異がある可能性がある。</p>		<p>手を浸漬するなどで<u>手や腕全体</u>が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で<u>手のひら全体</u>が化学物質に触れる作業等、<u>化学物質に触れる面積が大きい作業</u>又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう<u>それが高い作業</u>。</p>	<p>作業分類1以外で、<u>指先</u>に化学物質が触れる作業や<u>飛沫により液滴が手に触れる</u>作業等、<u>手の一部が化学物質に触れる作業</u>又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう<u>それが高い作業</u>。</p>	<p>化学物質を取り扱うが、<u>化学物質に触れることは通常想定されない作業</u>又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、<u>飛沫等</u>等がかかるおそれがある作業。</p> <p>本分類では<u>化学物質に触れた際はその時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換する</u>。</p>
作業時間	240分超	◎	◎ ○	◎ ○ △
	60分超 240分以下	◎ ○	◎ ○ △	◎ ○ △
	60分以下	◎ ○ △	◎ ○ △	◎ ○ △

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

4. 化学物質管理体系の見直し

Step4 耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認

耐透過性能一覧表										
物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニルアルコール (PVA)	クロロスルホン (CS)
	厚さ (mm)	0.1 *0.11 **0.12 ***0.13	0.2	0.3 *0.38	0.45 *0.46	0.23	0.35	0.18 *0.45	-	0
ベンジルアルコール		x*	△	△	○	×	◎	△	×	
凡例	定義 (JIS T 8116 に基づく)	平均標準破過検出時間 (JIS T 8116 に基づく)								
◎	耐透過性クラス 5 以上	240 分超								
○	耐透過性クラス 3、4	60 分超 240 分以下								
△	耐透過性クラス 1、2	10 分超 60 分以下								
×	不適合	10 分以下								

例 ベンジルアルコール
剥離剤として使用されるもの

4. 化学物質管理体系の見直し

4-6 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者（第一種衛生管理者、作業主任者等の一定の経験及び知識を有する者※）

※保護具着用管理責任者教育カリキュラム修了者を選任することも可能。

また一定の経験及び知識を有する者から選任する場合も同カリキュラムの受講が望ましい。

(3) 職務

- ・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

→保護具の使用可能時間、使用方法を設定し、作業者に周知

→保護具の在庫を定期的に確認

→廃棄ルールを定め、作業者に周知

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール） ✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） <ul style="list-style-type: none"> ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業 ✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック ✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール ✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●ECETOC-TRA サイト ■欧州化学物質生態毒性・毒性センター (ECETOC)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 ((一社)日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用）)
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●EMKG Software 2.2 ■the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版） ✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）